

羽津地区土木協議会運用要領

第1条(道路内工事における協議の範囲)

羽津地区土木協議会規約(以下「規約」という。)第4条第1項に規定する協議のうち、道路内で行なう工事は、原則として協議会に諮るものとする。ただし、次の各号に掲げるものはこの限りではない。

- 一 片側交互通行が4日以上連続せず工事が完了するもの、
- 二 次に示す主要道路以外で全面通行止めが2日以上連続せず工事完了できるもの
 - イ 市道三重橋垂坂線(山手通り)
 - ロ 市道阿倉川西富田線
 - ハ 市道霞ヶ浦垂坂線
 - ニ 市道沢の川線
 - ホ 市道富田金場線(旧東海道)
 - ヘ 県道及び国道
 - ト その他、上記道路に相当する道路

三 地区要望事業として行政機関が実施する工事

2 前項に定めるすべての工事において、羽津地区全域に工事内容、工事期間、道路交通障害の有無等を周知しなければならない。ただし、前項第二号イからトに示す道路以外については当該自治会への周知でよいものとする。

第2条(浄化槽設置の協議)

規約第4条第3項に規定する浄化槽設置に関する協議は、処理対象人員10人を超えるものとする。

2 浄化槽設置に関する協議は、放流先水路の整備状況、農作物への影響などを考慮して協議する。なお、放流先水路清掃の年1回実施を要求することができる。

第3条(水路幅の確保)

水路敷を使用して道路拡幅する場合、水路の流下能力を確保しなければならない。

第4条(同意の押印)

規約第4条第1項第2号に関する同意押印については、協議会で同意決議後、関係自治会長が行なう。

- 附 則
- 平成 5年 8月 9日より施行する。
 - 平成 7年 3月14日より施行する。
 - 平成15年 8月 8日より施行する。
 - 平成17年 1月28日より施行する。
 - 平成19年 7月10日より施行する。
 - 平成23年 4月12日より施行する。
 - 平成24年 4月 1日より施行する。